



令和 8 年度
四万十市教育行政方針

四万十市教育委員会

《 目 次 》

1 教育行政方針の体系	1
2 基本的な考え方	2
3 基本方針と重点施策等	3
学 校 教 育	3
教 育 研 究 所	1 1
社 会 教 育	1 3

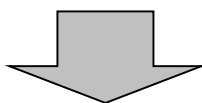
1 教育行政方針の体系

四万十市民憲章

日本一の清流四万十川の美しい自然と、先人の残した誇り高き文化を継承する四万十市は、四国西南地域の拠点都市として栄えています。わたしたちは、四万十市民である誇りと責任を自覚し、より平和に、豊かで健康な市民生活を目指し、ここに市民憲章を定めます。

- 1 四万十川の美しい流れを守りましょう。
- 1 人間の尊さを知り、社会のきまりを守りましょう。
- 1 青少年に希望の持てる、豊かで、活力のあるまちをつくりましょう。
- 1 いたわりの心をひろげ、あたたかい郷土をつくりましょう。
- 1 教養を高め、かおりある文化のまちをつくりましょう。

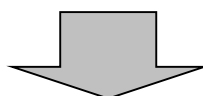
平成 17 年 10 月 1 日制定



四万十市総合計画

《 将 来 像 》

人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市
～ “にぎわい・やすらぎ・きらめき” のあるまちづくり～



教育に関する施策の総合的かつ具体的な事業展開を図る

四万十市教育大綱

教育行政方針

第 3 期四万十市教育振興基本計画(令和 7～10 年度)

《 基 本 理 念 》

自分の良さや可能性を信じ、未来に向けて、学び続ける人材（ひと）の創造
多様性を認め合い、他者と協働し、互いを高め合える人材（ひと）の創造
ふるさとを愛し、広い視野を持って、地域社会に貢献できる人材（ひと）の創造

2 基本的な考え方

現代社会は、少子高齢化や高度情報化、AI等のテクノロジーの進化や国際化などがより一層進み、社会構造や社会情勢が急速に変化し続けています。また、人々の価値観や生き方も多様化する時代を迎えています。そのような時代を生き抜くためには、未来に向けて希望を持ち、多様な考え方にも触れながら学び続け、人として成長していくことが大切です。社会の変化に的確に対応する能力や地域に貢献し得る意欲の育成は勿論のこと、国際社会にはばたく資質と能力を兼ね備えた人材の育成がますます重要となっています。

こうした状況の中で、四万十市では、「知・徳・体」の調和の取れた豊かな人間性と確かな学力に裏打ちされた人格の完成を目指す教育基本法の理念やこれに基づき策定された国の第4期教育振興基本計画（令和5年度～9年度）、また、令和6年3月に策定された第4期高知県教育振興基本計画（令和6～9年度）を踏まえながら、令和7年2月に策定した第3期四万十市教育振興基本計画（令和7～10年度）に基づき、健康で知性と徳性を備え、社会の変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい子どもたちの育成を目指します。また、市民が生き甲斐を持ち、潤いのある生活を送ることができる生涯学習活動を推進し、健康づくりや体力づくり、文化に親しむ環境づくりなど、市民の誰もが自由に参加できる学習機会の造設とその拡充に取り組み、第3期四万十市教育振興基本計画の基本理念である“自分の良さや可能性を信じ、未来に向けて、学び続ける人材（ひと）の創造”、“多様性を認め合い、他者と協働し、互いを高め合える人材（ひと）の創造”、“ふるさとを愛し、広い視野を持って、地域社会に貢献できる人材（ひと）の創造”に向け取り組んでまいります。

3 基本方針と重点施策等

学 校 教 育

〈基本方針〉

子どもたちが、基礎・基本となる学力を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動することにより、よりよく問題を解決するための資質や能力を養います。また、自らを律しつつ、多様性を認め合い、他人と協働し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」やたくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」の育成を目指します。

知育 … 確かな学力を育む

基礎・基本の定着とともに、それまでに学んだことを活用して、問題を解決する力や自ら進んで学習する態度を身に付けます。

徳育 … 豊かな心を育む

心の教育や豊かな体験を通して、多様な考え方を養い、感動する心を大切に育むとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動します。

体育 … 健やかな身体を育む

規則正しい生活習慣を心がけるとともに、進んで運動に親しみ、健やかな身体をつくります。

学校

子どもたちが安心して学べる教育施設・教育環境の整備・充実を図るとともに、信頼される学校教育の確立を目指します。

家庭

基本的な生活習慣、豊かな感性や情操などを培うとともに、家庭学習の習慣を身に付けます。

地域

地域の中で学び、地域の人たちとふれあう中で、社会性を身に付けます。

生きる力を育む

《重点施策》

1 確かな学力を育む（知育）

- (1) 基礎学力の定着と学力の向上
- (2) 教職員の資質・指導力の向上
- (3) 保幼小中連携教育の推進
- (4) 国際理解教育・英語教育の充実
- (5) 特別支援教育の推進
- (6) 複式教育の充実
- (7) ICT を活用した教育の推進

2 豊かな心を育む（徳育）

- (1) 豊かな心を育む教育の推進
- (2) いじめ・不登校問題等への取組
- (3) 生徒指導の充実
- (4) 安全・防災教育の充実
- (5) 学校・家庭・地域の連携強化
- (6) ふるさと教育の推進
- (7) キャリア教育の充実
- (8) 環境教育の推進

3 健やかな身体を育む（体育）

- (1) 体力・運動能力の向上と健康教育の推進
- (2) 基本的な生活習慣の確立と食に関する教育の充実
- (3) 部活動改革の推進

4 教育を支える環境整備

- (1) 働き方改革の推進
- (2) 学校再編について

（具体的方策）

1 確かな学力を育む（知育）

- (1) 基礎学力の定着と学力の向上
 - ① 基礎・基本の定着を図るとともに、学んだことを活用して、課題を発見し、課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度の育成に努めます。
 - ② 生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・表現力・判断力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養の資質・能力の育成に努めます。
 - ③ 子どもたちが自分事となる学習課題を明確にし、子どもたちが主体的に学び合える授業づくりに努めます。

- ④ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善に努めるとともに、各教科等で育成すべき資質・能力の向上に努めます。
- ⑤ 基礎学力の定着、基本的な学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るため、家庭学習の充実等に取り組みます。
- ⑥ クラウドを効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを通じて、子どもたちの特性や学習進度に応じた授業の展開により、学力の2極化の解消を目指します。
- ⑦ 取組の検証軸として、各種学力調査を活用した PDCA サイクルにより学力の定着を図ります。特に、英語については、児童生徒の英語力を客観的に把握するとともに、その結果を踏まえた PDCA サイクルにより英語の学力における課題解決に取り組みます。

(2) 教職員の資質・指導力の向上

- ① 校内研修の充実を図り、計画的な授業研究や特色ある学校づくりの実践に努めます。
- ② 県、市等が主催する研修会や講習会、四万十市一校一役教育研究を含む研究指定校の研究発表会、教科・教育課題等の研究会・サークル活動などに積極的に参加させることにより、教職員の資質・指導力の向上に努めます。
- ③ 学習指導要領に基づく教育活動の研究及びその実践を行います。
- ④ 各学校においては、OJT として校内研修の充実に努め、授業改善を進めていく意識の向上に努めます。

(3) 保幼小中連携教育の推進

- ① 保育所・幼稚園、小・中学校の連携や交流の強化を図り、15 年間を通じた継続性のある学習活動や生徒指導に取り組みます。
- ② 市内全域を保幼小中連携教育のモデル地域に指定し、本年度も「保幼小中連携カリキュラム」を基に、市長部局所管課とともに連携し、取り組みを市内に普及させていきます。
- ③ 各小学校において、入学当初に児童が幼児期の経験を生かし、主体的に活動を展開できるよう、合科的・関連的な指導を行うスタートカリキュラムを作成するとともに、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指す「保幼小の架け橋プログラム」を推進し、保幼小の円滑な接続を図ります。

(4) 国際理解教育・英語教育の充実

- ① 外国語活動支援員を配置し、英語専科教員や外国語指導助手（ALT）を効果的に活用しながら、生きた英語に触れる機会を増やし、児童生徒のコミュニケーション意欲の向上に繋がる取組み等を企画、実践することにより、英語教育のさらなる充実を図ります。
- ② 外国語担当者会を小学校と中学校合同で開催するなど、小学校から中学校への接続を意識した授業づくりを広めながら、より体系的な学習の充実を図ります。
- ③ 外国籍の子どもが早期に学校生活に適應できるように、学校への支援体制や ICT を活用した環境整備を図ります。併せて、互いの文化を尊重する態度の育成に取り組みます。

(5) 特別支援教育の推進

- ① 障害のある子どもの能力や特性を最大限に伸ばせるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫と併せて、ユニバーサルデザインに基づく学習環境の充実に努めます。
- ② 特別支援学級や通常学級に在籍する発達障害のある子ども、あるいはその疑いや傾向が見られる子どもの学習・生活支援策として、特別支援教育支援員を配置するとともに研修会を実施し、特別支援教育の充実に努めます。
- ③ 特別支援教育アドバイザーを配置し、各学校の特別支援学級担任や学校コーディネーター、特別支援教育支援員の資質向上と組織的な支援体制の充実に努めます。
- ④ 特別支援教育学校コーディネーター研修会を実施し、各学校の特別支援教育学校コーディネーターの専門性向上及び校内支援体制の強化に努めます。
- ⑤ 四万十市障害児等教育支援委員会の本来果たすべき役割を再認識し、障害のある子どもの適正就学に努めるとともに、特別支援教育の理解促進や相談支援体制の整備に努めます。

(6) 複式教育の充実

- ① 少子化等の影響から、複式学級が増えつつある現状を踏まえ、当該学級の効果的な学習と指導力の向上に向け、複式研究会への参加や教職員の合同研修等を進め、へき地複式教育の充実に努めます。
- ② 高知県教育委員会が主催する複式授業セミナーへの参加を積極的に勧め、学習指導要領で求められる資質・能力を育成する複式の授業研究を行います。

(7) ICT を活用した教育の推進

- ① G I G Aスクール第2期を見据え、小学校で1人1台学習用端末の更新を行います。
- ② 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、各学校に整備したICT機器やデジタル技術を効果的に活用するとともに、学校におけるICT機器の活用を促進するため、ICT支援業務を専門業者に委託し、教育活動の一層の充実に努めます。
- ③ 指導者用デジタル教科書を積極的に活用し、児童生徒の理解をより深め、能動的な学びの促進を図ります。
- ④ 学習指導要領に学習の基盤となる資質・能力として位置づけられた「情報活用能力」を教科等横断的に育成するために、各学校においてプログラミング教育の充実に努めます。

2 豊かな心を育む（徳育）

(1) 豊かな心を育む教育の推進

- ① 「特別の教科 道徳」の時間を要として、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性をすべての教育活動において養います。
- ② あらゆる場面を通じて子どもたちの人権感覚が醸成されるよう、人権が尊重される学校づくりに努めます。
- ③ 図書担当教諭や学校図書館支援員による老朽図書の更新や蔵書内容の検討、授業等における学校図書館の活性化に加え、市立図書館との連携による並行図書の充実など、

児童生徒の読書への関心・意欲を高めるとともに、読書習慣の定着を図ります。

(2) いじめ・不登校問題等への取組

- ① 児童・生徒一人ひとりに対して、共感的、積極的なかかわりを持つ指導を行うとともに、保護者との連携を密にし、信頼関係を構築する中で、学校における生徒指導の取り組みを推進します。
- ② 課題のある児童生徒に対する多面的な理解を促すとともに、毅然とした態度で指導できるよう、各学校における生徒指導の充実を図ります。
- ③ 児童・生徒が自己の存在感を実感し、精神的な充実を得ることができるよう、教員や友人との心の結びつきや信頼感が実感できる学校づくりを推進します。
- ④ スクールカウンセラーなど外部の専門家のほか、スクールソーシャルワーカー、不登校児指導員等の配置や教育支援センターの効果的な活用を図る中で、不登校等の未然防止や早期発見、早期対応に向け、教育相談体制の充実に取り組みます。
- ⑤ 校内サポートルーム支援員を配置し、様々な理由により、自分のクラスに入りづらい生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習や支援ができる体制を整え、不登校生徒の抑制を図ります。
- ⑥ 学校における「いじめの積極的認知」を推進することで、いじめを見逃すことなく、素早い対応と取組につなげ、早期解決に努めます。
- ⑦ 四万十市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係団体相互の情報共有を円滑に行うことで、いじめ防止につなげます。
- ⑧ 不登校・いじめ等連絡会を実施し、教職員の不登校等に対する認識と対応力の向上及び校内支援体制の強化に努めます。

(3) 生徒指導の充実

- ① 青少年が健やかに育つ社会環境を整えていくために、青少年の健全育成を阻害する有害環境から、青少年を守る活動に取り組みます。
- ② 登下校やイベントに合わせた巡回活動により、子どもたちへの見守り活動や不審者情報の把握に努め、子どもたちが事故や事件に巻き込まれないよう取り組みます。
- ③ インターネット利用の利用実態調査を行い、利用状況や課題等の把握を行います。利用の実態や課題に応じた情報モラル教室の開催や「幡多っ子 ネット宣言」等の啓発活動を行うなど、適切なインターネット利用を呼び掛け、学校や家庭とも連携した規範意識の醸成を図ります。
- ④ 学校・教育研究所、少年補導センター、児童相談所、民生委員・児童委員、保護司などの連携により、本人や保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。

(4) 安全・防災教育の充実

- ① 「高知県安全教育プログラム」を活用して、地域の特性や学校の状況に応じた安全教育を、全ての学校で実施します。
- ② 登下校時の子どもたちの安全・安心を確保するために、「四万十市通学路交通安全プログラム」に基づき、各校区内の危険個所について、道路管理者や警察等の関係機関と現地確認及び対策協議を行い、児童生徒が安全に通学できるよう継続的に通学路の交通安全確保に取り組みます。

- ③ 災害等が発生した際に、教職員や児童生徒が的確に判断し円滑に対応できるよう、年3回以上の避難訓練を実施するとともに、訓練や研修等を通じて、全ての学校で危機対応マニュアル（防災マニュアル）の見直しを実施します。
- (5) 学校・家庭・地域の連携強化
- ① 学校と家庭・地域との連携協力を密にし、規範意識の向上、あいさつや食事、家庭学習の習慣化など基本的な生活習慣の形成に努めます。
 - ② 四万十市の教育課題を各校のPTAと共有し、学力の向上はもとより、豊かな心をはぐくむ教育の推進にあたります。
 - ③ 全小中学校に設置されたコミュニティ・スクールにおいて、学校の運営方針について検討を行うとともに、各校のPTA活動及び地域学校協働本部との一体的推進を目指します。
- (6) ふるさと教育の推進
- ① 地域や学校の特色に応じた課題を設定することで、地域の歴史、文化、産業等に興味をもたせ、児童生徒が自ら課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現する力を育成します。
 - ② 生活科や総合的な学習の時間の年間指導計画に、地域の素材・人材を生かしたふるさと学習を位置づけ、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもてる児童生徒を育成します。
 - ③ 各学校のふるさと教育の成果を発表する場として、小学生を対象とした「ふるさと発見！ 四万十の子ども研究発表会」を開催します。
- (7) キャリア教育の充実
- ① 教育活動全体を通して、『基礎的・汎用的能力』である「人間関係形成力・社会形成力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応力」「キャリアプランニング力」を育成します。
 - ② 社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを児童生徒に身に付けさせるために、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノート（キャリアパスポート）を活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図ります。
- (8) 環境教育の推進
- 四万十川に代表される豊かな自然や水資源、森林資源など地域の恵まれた自然環境を有効活用し、体験活動を通して自然保護に対する意識の高揚を図るなど総合的な環境教育の推進に努めます。

3 健やかな身体を育む（体育）

(1) 体力・運動能力の向上と健康教育の推進

- ① 生きる土台となる「健やかな身体」づくりを推進するため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査、高知県体力・運動能力、生活実態等調査をはじめ、各種調査結果をもとに、各学校において児童生徒の状況把握に努め、児童生徒の実態に応じた体力向

上対策に取り組み、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育んでいきます。

② 発達段階に応じた性教育やがん教育、薬物乱用防止教育などの実践に取り組み、学校保健・体育の充実を図ります。

(2) 基本的な生活習慣の確立と食に関する教育の充実

① 子どもたちの成長にとって基盤となる基本的な生活習慣の確立に向けて、学校と家庭が連携して取組みを進められるよう支援を行います。

② 本市の食文化を継承しながら、安全で安心な地場産物を取り入れた学校給食を推進します。

③ 子どもたちが、望ましい食習慣や自己管理能力を身に付けることができるよう、栄養教諭を中心とした指導の充実に努め、食に関する教育の充実を図ります。

(3) 部活動改革の推進

① 生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、これまで学校に希望する部活動がなく活動ができなかった生徒に対して、拠点校部活動を導入し、大会等に参加していくなど、生徒の活動機会の確保を図ります。

② 部活動の内容の充実及び教員の負担軽減を目的として、地域の指導者を活用した部活動指導員を積極的に配置します。

③ 計画的な地域展開の推進のため、国や県の事業を活用して課題対応等に取り組みながら、学校との調整や指導者の確保を目的にコーディネーターを導入し、受け皿となる地域クラブの体制整備を行います。

4 教育を支える環境整備

(1) 働き方改革の推進

① 全小中学校に導入した校務支援システム及びグループウェアを活用した勤怠管理システムをはじめ、定時退校日、最終退校時刻、夏季休業中における学校閉庁日の設定実施、教員業務支援員の配置などを継続的に実施するとともに、進捗管理に努めます。

② 職場内での意識啓発をはじめ、職員会議等、会議の在り方を含め、学校運営方法の改善・効率化、地域学校協働本部の活用など、自発的な改善行動に努力する学校現場と、PCデータの管理方法の改善やICT技術の活用による事務負担軽減に取り組む学校事務支援室と連携を図りながら、実効性ある改善方策の検討と実施に努めます。

③ 小学校の教科担任制に取り組み、働き方改革の効果発現を目指します。

④ 令和8年2月に策定し周知した「学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアル」に沿った組織的な対応と予防に努め、教職員の不安や長期待対応の解消及び未然防止を図ります。

⑤ 保護者等からの過剰なクレームや不当要求等に対応する学校問題解決支援コーディネーターを配置し、教員が教員業務に専念できるよう環境を整え、教員の負担軽減を図ります。

⑥ 小中学校における複合機を導入し、一括管理することで学校の事務負担軽減を図り

ます。

(2) 学校再編について

- ① 「四万十市立小・中学校再編計画（第2次）」に沿って、各校の児童数の推移や複式学級の程度、通学事情等を考慮のうえ、必要性が認められた場合には小学校の再編実施時期の具体的な検討を実施するとともに、児童数の減少が著しい小規模校については、保護者からの要望等を踏まえ、総合的に判断しながら再編に取り組んでいきます。
- ② 子どもたちが健康で安全な学校生活を送ることができるよう、学校施設や教育環境の充実・整備を図ります。
- ③ 教材・教具の整備を進め、教員が教材研究を深めることができる環境づくりに取り組みます。
- ④ 既存スクールバスの路線を再構築し、小学校低学年児童の遠距離通学の解消を図ります。

《 教育 研 究 所 》

〈基本方針〉

学校教育の諸問題について調査研究するとともに、教職員の研修並びに教育研究団体の研究の支援と連絡調整など、教育研究所の体制を充実させ、市内全域での教育の振興と充実を目指します。また、学校・家庭・地域との連携を図りながら、学校生活への適応が難しい児童・生徒が自立できるよう、効果的な指導や支援のあり方を研究し、対策を図ります。

《重点施策》

- 1 調査研究の推進
- 2 資料の収集と活用
- 3 教育相談の充実
- 4 不登校児童生徒対策の充実
- 5 研修会への参加、教育講演会、夏季研修会等の開催
- 6 各研究団体への支援
- 7 研究協力校の活用
- 8 関係機関との連携

(具体的方策)

1 調査研究の推進

児童・生徒の主体的な学習態度の育成及び学習指導法等の改善についての調査研究並びに各種学力調査の分析・検証に努めます。

2 資料の収集と活用

指定研究校の研究資料や参考図書などの収集と、その提供（HP等）に努めます。

3 教育相談の充実

いじめ・不登校問題への対応、青少年健全育成のための教育相談の充実を図ります。

4 不登校児童・生徒対策の充実

効果的な指導や支援のあり方についての調査研究を深め、不登校児童・生徒の自立を支援します。

5 研修会への参加、教育講演会、夏季研修会等の開催

研究指定校の発表会及び公開授業研修会等への積極的参加を図るとともに、講師を招いての教育講演会及び教科外・領域の夏季研修会を開催します。各部会については、それぞれで研修会を開催し、教育実践の交流と研修を深めます。

6 各研究団体への支援

各研究団体（教科外・領域、部会、校内研究）を支援し、教育実践と研究活動の活性化を図ります。

7 研究協力校の活用

研究協力校（2年間）を指定し、研究を深めるための連携と支援に努めます。

8 関係機関との連携

他の関係機関や学校・家庭・地域との連携を図り、小・中連携9年間を見通した学校教育の充実に努めます。

社会教育

〈基本方針〉

誰もがいつでもどこでも自由に学習機会を享受し、生涯を通じて自らを高め、様々な歴史や芸術、文化に触れ、楽しみや生きがいをもって健康に暮らすことができるように生涯学習・スポーツ環境の充実を図り、心身ともに豊かで人の交流の輪が広がる共生社会の形成を目指し、以下の3点を重点目標として取り組みます。

《重点施策》

1 地域文化の振興

- (1) 文化財の保護
- (2) 郷土文化の活用
- (3) 市史の編さん

2 生涯学習の振興

- (1) 誰もが参加しやすい生涯学習の充実と推進
- (2) 人権教育の推進
- (3) 青少年健全育成活動の充実
- (4) 読書活動の推進

3 スポーツの振興

- (1) 健康とふれあいのための生涯スポーツの振興
- (2) 各種イベント等を介したスポーツの振興

(具体的方策)

1 地域文化の振興

- (1) 文化財の保護

市の歴史や文化を伝える調査を博物館とも連携して取り組み、必要に応じて指定等の保全の措置を進めるために、開発事業に伴う試掘確認調査、博物館展示のための調査、博物館収蔵資料に関する調査、埋蔵文化財関連資料に関する調査を行います。

- (2) 郷土文化の活用

① 郷土博物館の運営

四万十市に關係する歴史・文化・自然資料を収集し、企画展等で効果的に公開することで、市民や来館者に市の文化を伝えられるよう努め、インターネット等を通じて情報を公開し、文化財の保全や活用しやすい環境を整えます。常設展の展示替え、年間4回の企画展開催、図書館との連携を行います。

② 四万十川の文化的景観の保全・継承

「四万十川流域文化的景観連絡協議会」を構成する流域5市町間で連携を図りながら、保存・活用に向け取り組むとともに、情報発信に努めます。整備活用計画に基づき各種整備活用事業の実施、普及啓発のためのワークショップ等の開催を行います。

す。

(3) 市史の編さん

旧市村の自治体史である中村市史、西土佐村史は作成から 50 年以上が経過しており、現在の歴史認識に合わせた見直しや資料の再整理が必要な時期が来ています。このため、本市の歩んできた歴史を後世に残していく図書となる「四万十市史」の編さんに向けて、委員会を開催して方針を定め、資料の収集や調査を行います。

2 生涯学習の振興

(1) 誰もが参加しやすい生涯学習の充実と推進

本市では、全世代を対象とした生涯学習活動のきっかけづくりを目的とし、各施設を活用し、生涯学習の普及及び振興を図ります。

① 総合文化センターしまんとびあの運営

令和6年度に開館した総合文化センターしまんとびあは、文化施設機能と公民館機能を合わせ持った複合施設となっています。文化施設機能においては、ホールや諸室の利用促進、公民館機能においては利用者の固定化や利用年齢層の偏りが発生しないよう、様々な世代が文化活動や芸術に興味を持ち、活発に活動や交流ができるようにします。さらに、自主的に文化的な活動を行う市民に対し、情報提供や側面的支援などを行い、生涯学習の推進を図るとともに、施設を最大限活用し、美術展、演劇祭、その他コンサートなど本物の文化・芸術に触れる事業や、教養を高める市民大学、体験講座等を実施します。市民が利用しやすい施設の運営を行い、身近な居場所や、世代を超えた交流や憩いが生まれる場となるよう努めます。

② 総合文化センターの他に、学校教育上支障のない範囲で、市立学校の施設を市民の生涯学習活動の利用に供することで、在校・休校に限らず、空き時間を利用して文化・芸術活動及びサークル活動など幅広く利用させ、生涯学習の普及及び振興を図ります。

(2) 人権教育の推進

① 様々な人権問題の解決を図るため、人権学習の講座を実施し、学習機会の充実を図ります。

② 就学前教育・学校教育・社会教育関係者等による研究大会を開催し、共通認識のもと、基本的人権を守るための手法や内容、幅広い人権課題について学び合いながら、課題解決に向け取り組みを進めます。

③ 男女共同参画意識の形成を図るため、男女共同参画に関する講座を開催します。

(3) 青少年健全育成活動の充実

① 青少年の健全育成を図るための諸活動

青少年健全育成の重要性を認識し、広く市民の総意を結集して、青少年関係団体機関と連携を図りながら、明日の四万十市を担う青少年の健全な育成を図るために、親子体験事業、郷土博物館クイズラリー、西土佐子ども会支援を行います。

② こどもファンド事業の実施

将来のまちづくりを支える人材を育てることを目的としたこどもファンド事業として「しまんとこどもプロジェクト」を実施し、自分たちのまちをもっとよくした

いという想いを実現するために、こどもたちの自発的な活動を支援します。

(4) 読書活動の推進

四万十市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの発達段階に応じた読書活動の機会の充実、情報を読み取り活用する子どもの育成を図るために、家庭等、保育所等、学校、市立図書館における読書活動の推進として、乳児については、市立図書館でのおはなし会（読み聞かせ）の参加者数、保育所等については、保育所からの貸出絵本について「読んでいる」の割合、学校については、ボランティアによる読み聞かせの実施校を増やします。

3 スポーツの振興

(1) 健康とふれあいのための生涯スポーツの振興

① スポーツ体験・機会の提供

スポーツ人口のすそ野拡大を視野に入れ、スポーツ離れの傾向にある年少者に対して、スポーツ少年団や関連団体を中心に既存スポーツやアーバンスポーツ（都市型）等、気軽に体験できる場を設けることのほか、スポーツの魅力や楽しさ等を啓発する行動を行い、スポーツへの意識の高揚を図ります。

② 日本体育大学スポーツ等連携事業

スポーツ指導者育成のため、日本体育大学スポーツ連携事業等も活用し、指導者育成のメニューを取り入れることなどにより、優秀な指導人材の育成確保に努めます。

③ 体育施設の計画的な老朽化対策

安並運動公園体育施設、具同体育センター等については、施設老朽化対策に取り組んでいくとともに、子どもから高齢者に至るすべての利用者にとって、スポーツの拠点として魅力ある施設環境の整備に努めます。

(2) 各種イベント等を介したスポーツの振興

① 四万十川ウルトラマラソンの開催

「東のサロマ、西の四万十」と称され、美しい自然に囲まれた四万十川沿いを、大勢の沿道ボランティアの声援のもと走る「四万十川ウルトラマラソン」を、本市の一大スポーツイベントとして開催します。

② 競技別スポーツイベントの開催（ソフトボール・ロードレース・ジュニア駅伝）

競技力の向上や交流人口の増加、地域経済の活性化を図るため、本市の特色を活かして、競技別スポーツイベントを開催することで、スポーツ振興を行います。

③ スポーツ合宿の誘致活動

交流人口の増加や地域経済の活性化、市民のスポーツ意識の向上等を図るため、山・川・海の豊かな自然や、温暖な気候、地域ならではの食文化、そして豊富な体育施設を強みとして、周辺の宿泊施設と連携し、野球やソフトボール、武道を中心にスポーツ合宿の誘致活動に取り組みます。